

山形県正社員転換・働き方改革推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 少子高齢化の進行により労働力人口が減少していく中で、経済を持続的に発展させるためには、働きたいと希望する方すべてが活躍できるようにすることが必要となっている。

山形県においても、長時間労働の抑制、非正規雇用労働者の正社員転換・処遇の改善、女性の活躍推進等の働き方改革を地域ぐるみで推進するため、地方公共団体や労使を交えた話し合いの場の設置が重要である。

このような中、平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律整備に関する法律（平成30年法律第71号）」により改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律」第10条の3において、中小企業における取組が円滑に進むよう、国は関係者により構成される協議会の設置等に努めるものとされた。

このため、山形県内におけるワーク・ライフ・バランスの推進、非正規雇用労働者の正社員転換・処遇の改善、女性の活躍推進等に向けた機運の醸成や中小企業・小規模事業者支援などについて、地域の関係者が幅広く情報共有、意見交換を行う「山形県正社員転換・働き方改革推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進協議会は、以下のとおり、事業主団体、労働組合、金融機関、地方公共団体、国の機関、その他関係する団体をもって構成する。

なお、必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

2 推進協議会は、山形労働局長が主宰する。

【構成員】

一般社団法人山形県経営者協会
山形県商工会議所連合会
山形県商工会連合会
山形県中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会山形県連合会
株式会社山形銀行
株式会社荘内銀行
株式会社きらやか銀行
山形県社会保険労務士会
山形県
東北経済産業局
山形労働局

(協議事項)

第3条 推進協議会は、目的達成のために次の事項について協議を行う。

- (1) 長時間労働の抑制・年次有給休暇の取得促進等のワーク・ライフ・バランスの推進に関すること
- (2) 非正規雇用労働者の正社員転換・処遇の改善に関すること
- (3) 女性の活躍推進に関すること
- (4) 中小企業・小規模事業者への支援に関すること
- (5) その他の第1条の目的に資する事項

(事務局)

第4条 推進協議会の運営に関する庶務は、山形労働局雇用環境・均等室が行うものとする。

(その他)

第5条 これに定めるもののほか、推進協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、協議し、定める。

(附則)

この設置要綱は、平成30年10月17日から施行する。